

青森県報

第三千四百七十九号

平成二十三年
十二月十九日
(月曜日)

目次

告示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一

公告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二

右 同……………(同) ……四

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

告 示

青森県告示第九百四十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前		変更後		区分	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野二丁目三番地	社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野二丁目三番地	指定障害福祉サービス事業所	名称
児童デイサービス	五所川原市大字水野二丁目二番地	児童デイサービス	五所川原市大字水野二丁目二番地	障害福祉サービスの種類	名称
就労継続B型支援	五所川原市大字水野二丁目二番地	就労継続B型支援	五所川原市大字水野二丁目二番地	障害福祉サービス事業所	名称
ワークセ	五所川原市大字水野二丁目二番地	ワークセ	五所川原市大字水野二丁目二番地	障害福祉サービス事業所	名称
五所川原市大字水野二丁目二番地	五所川原市大字水野二丁目二番地	五所川原市大字水野二丁目二番地	五所川原市大字水野二丁目二番地	障害福祉サービス事業所	所在地
平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	障害福祉サービス事業所	年月日

青森県告示第九百四十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業所		廃止年月日	
社会福祉法人恩和会	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	知的障害者施設	知的障害者施設	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	十和田市大字八斗沢字家ノ下三〇の一	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日

社会福祉法人秋葉会	八戸市大字河原木字八太郎山三の二三八	身体障害者施設	八太郎山療護園	八戸市大字河原木字八太郎山三の二三八	"
社会福祉法人俊公会	八戸市大字市川一丁目八の二二五	就労継続支援B型	俊公園	八戸市大字市川一丁目八の二二五	三・二・九

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
 青森市三好二丁目三の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 共同不動産管理株式会社
 青森市中央二丁目九の八
 代表取締役 川鍋尚弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエタ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	年月日
---------------------------------------	------	------	------	------	-----

株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本木 代表取締役 江尻義一	株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊七本木 代表取締役社長 江尻義久	株式会社マックハウス 東京都杉並区高円寺南三丁目三の三 代表取締役 栗原勝利	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 高円寺ツインビル 代表取締役 栗原勝利	株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 柿内宏一	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六の二 NTT幕張ビル2F 代表取締役社長 中山章	株式会社ニューステップ 東京都中央区新川一丁目三の二 代表取締役社長 岩田愛一郎	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の〇 代表取締役社長 服部博幸	株式会社ファーストリテイリング 山口県山口市大字佐山七二七の二 代表取締役 柳井正	株式会社ユニクロ 山口県山口市大字佐山七二七の二 代表取締役 柳井正	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役社長 矢野博丈	変更無し	株式会社口ペリア 東京都江東区越中島二丁目一の三 代表取締役社長 大野豊	株式会社口ペリア 東京都江東区越中島二丁目一の三 代表取締役社長 玉置知彦	株式会社マルシエ 東京都中央区日本橋堀留町二丁目三の八 代表取締役 熊倉正幸	株式会社マルシエ 東京都中央区日本橋堀留町二丁目三の八 代表取締役 熊倉正幸	有限会社みなみや むつ市横町一丁目二の六 代表取締役 南谷信廣	有限会社みなみや むつ市金谷一丁目一七の八 代表取締役社長 南谷信廣	株式会社ツツキ 千葉県柏市三四四の二 代表取締役 都築卓	平成 三・六・三
---	---	--	---	---	--	--	--	---	--	--	------	--	---	--	--	---------------------------------------	--	------------------------------------	-------------

								有限会社花寿樹 青森市大字三内字沢部二五七 代表取締役 佐々木康浩		
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の二 代表取締役社長 寺井秀藏	株式会社モンベル 大阪府大阪市西区新町一丁目三三の二〇 代表取締役 真崎文明	株式会社エーピーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目二二の九 F 代表取締役 野田実	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役社長 河合宏光	株式会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島秀雄	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三の三 代表取締役 指田努	株式会社キング 東京都品川区西五反田二丁目一四の九 代表取締役社長 山田幸雄	入福飯店 青森市三好一丁目六の三 代表 福田敏明	変更無し	株式会社京王ズコミュニケーションショ 宮城県仙台市青葉区二丁目二の一 五 代表取締役 佐々木英輔	有限会社アーチーズ 青森市泉二丁目一九の二三 代表取締役 小中重利
三・六・三	三・六・八	"	"	"	"	"	三・六・三		三・六・三	三・五・三

四

届出年月日

平成二十三年十一月二十八日

秋田昌彦 青森市大字石江字岡部一三三三の二	株式会社スノーランド 青森市大字浅虫字蛸谷二〇八の一 代表取締役 雪田清紀	株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二二 代表取締役 三上修一	ノダプランツテクニカ株式会社 八戸市大字鮫町字福沢久保一四 代表取締役 野田昭夫	株式会社ケイ・ニーノ 青森市新町二丁目二の一 代表取締役 清野守	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二四 代表取締役 鶴羽樹	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の二六 代表取締役 加川澄子	株式会社キクヤ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役社長 羽田和弘	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役社長 盛田良次	株式会社カルチャ 弘前市大字城東北一丁目九の二二 代表取締役 上田忠四	オールスパイス株式会社 弘前市大字土手町七八ルネスアベ ニユースF 代表取締役 濱谷和雄
"	三・五・六	三・四・二〇	三・五・六	三・五・二〇	三・四・三〇	三・二・一六	三・五・三	三・九・八	"	"

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年十二月十九日から平成二十四年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 川鍋尚弘

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の営業を開始する時刻及び閉店時刻	株式会社マエダ外(A棟)開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	平成三三・三一
来客が駐車場を利用することができる時間帯	A棟三階・屋上駐車場 午前九時三十分(ただし、祝祭日、八月十一日、八月十七日、八月十七日、八月十七日)から午後九時三十分まで A・B棟前駐せガ棟駐車場及びクラブセガ棟駐車場 午前八時三十分(ただし、祝祭日、八月十七日)から午後十時三十分まで	A棟三階・屋上駐車場 午前八時三十分(ただし、祝祭日、八月十一日、八月十七日、八月十七日、八月十七日)から午後九時三十分まで A・B棟前駐せガ棟駐車場及びクラブセガ棟駐車場 午前八時三十分(ただし、祝祭日、八月十七日)から午後十時三十分まで	

四 届出年月日

平成二十三年十一月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年十二月十九日から平成二十四年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年四月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

2 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

3 株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇の一

代表取締役 捧雄一郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成二十三年十二月十九日から平成二十四年一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド三沢店

- 三沢市南町一丁目三二の二二〇九外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町一の一
- 代表取締役 山田 昇
- 意見の概要
- 県の意見なし
- 意見書の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所
- 2 期間
平成二十三年十二月十九日から平成二十四年一月十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭